

「滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの指定について」

●滋賀県地球温暖化防止活動推進センターの指定について

滋賀県では、地球温暖化対策の推進に関する法律第38条の規定に基づき、本県における地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として、県内の一般社団法人等の中から1団体を「滋賀県地球温暖化防止活動推進センター」に指定することとし、指定を希望する団体を公募しておりましたが、募集期間内（令和元年12月23日～令和2年1月31日）に1つの団体から申請があり、次の団体を指定しましたのでお知らせします。

●指定団体

公益財団法人淡海環境保全財団
草津市矢橋町字帰帆2108番地

●指定期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間